

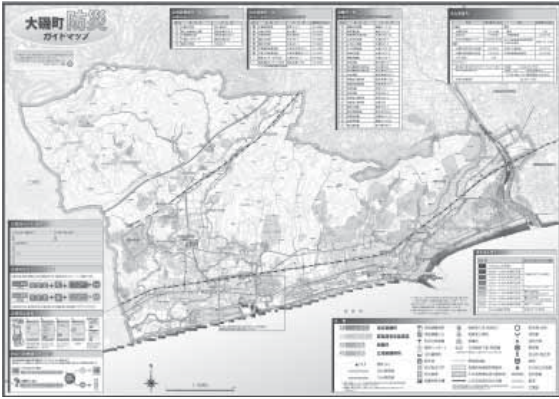
家庭で開こう防災会議！  
防災ガイドマップを  
活用しよう

いざというときにあわてないよう、あらかじめ家族や身近な人と防災について、災害にどう備えるべきなのか考えておきましょう。

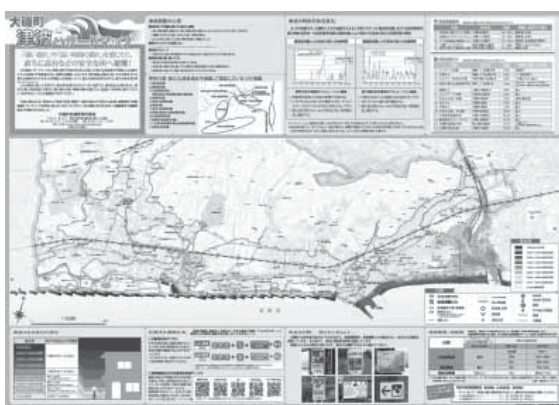
町では防災ガイドマップや津波ハザードマップを作成し、全世帯に配布しています。

マップを活用し、避難場所を確認しながら、自宅からの避難経路を複数決めておき、危険箇所や家具の転倒防止など、家庭における安全対策について、災害を想定して話し合いをしておきましょう。

▶ 防災ガイドマップ



▶ 津波ハザードマップ



地域の皆で助け合う  
災害時要援護者に登録を

町では、地震等の災害が発生した場合に、自力での移動や情報の収受が難しく、避難するために何らかの手助けが必要な方が、地域の皆さんの支援を受けられるようにするため、「災害時要援護者登録申請」を受け付けています。



ptma.jp - 2583435

● 災害時要援護者の対象 ●

- ①ひとり暮らし高齢者(75歳以上)
- ②寝たきり高齢者(65歳以上)
- ③高齢者のみの世帯(75歳以上)
- ④身体障害(児)者(身体障害者手帳3級以上)
- ⑤知的障害(児)者(療育手帳A判定(A1、A2))
- ⑥精神障害者
- ⑦難病患者
- ⑧人工透析患者
- ⑨その他支援が必要な方

■ 登録申請

災害時要援護者登録申請をする場合は、「災害時要援護者登録名簿申請書」を危機管理対策室または、福祉課へ提出してください。申請書は、危機管理対策室(町役場3階)、福祉課(町保健センター)、国府支所、障害福祉センターで配布しています。

この制度は、支援が必要な方に登録していただき、その情報を地域の支援者と共有することで災害時の救出・避難活動や避難所での支援に役立つものです。

「特別警報」の発表を開始します 8/30~

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。

特別警報が対象とする現象は、東日本大震災における大津波や、伊勢湾台風での高潮、平成23年に発生した台風第12号の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や町から発表される避難指示・避難勧告等に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。そのためには、時間を追って発表される注意報や警報、その他の気象情報を活用して、早め早めの行動をとるよう心がけてください。

詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

問 気象庁 横浜地方気象台防災業務課 TEL 045(621)1999

特別警報の発表基準

種類	警報	特別警報
大雨 <small>(土砂災害含む)</small>	おそれのある時 重大な災害が起きる	数十年に一度の 降雨・降雪
大雪		数十年に一度の 強さの台風・温 帯低気圧の接近
暴風 高潮 波浪		
地震	震度5弱以上	震度6弱以上
津波	1m超	3m超
火山噴火	火口周辺が危険な場合	居住地に重大な被害を及ぼす噴火